

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和7年11月20日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第47号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する
規則

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則
第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「入所等の措置」の次に「又は障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働
省令第19号）第25条第6号に規定する宿泊型自立訓練（以下「宿泊型自立
訓練」という。）に係る障害福祉サービスの提供等の措置」を加え、「同
条第7項」を「障害者総合支援法第5条第7項」に、「以下「自立訓練」
を「宿泊型自立訓練を除く。以下同じ。」、同条第13項に規定する就労選
択支援（以下「就労選択支援」に改め、同項第3号中「療養介護、」を
「療養介護に係る入所等の措置又は」に、「自立訓練」を「同条第12項に
規定する自立訓練、宿泊型自立訓練、就労選択支援」に、「又は」を「も
しくは」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。